

⑤ 造血幹細胞移植を実施する小児患者に対する 無菌治療管理の評価の新設

第1 基本的な考え方

造血幹細胞移植を実施する小児患者に対して無菌治療管理を実施した場合について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

小児患者に係る造血幹細胞移植の実施において、特に嚴重な感染予防が必要となることを踏まえ、小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している造血幹細胞移植を実施する小児患者に対して、無菌治療室管理を行った場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【小児入院医療管理料】 [算定要件] <u>注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病室において、造血幹細胞移植を実施する患者に対して、治療上の必要があつて無菌治療室管理が行われた場合は、当該基準に係る区分に従い、90日を限度として、1日につき次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、区分番号A221-2小児療養環境特別加算を算定する場合は算定しない。</u></p> <p>イ 無菌治療管理加算1 2,000点</p> <p>ロ 無菌治療管理加算2 1,500点</p> <p>6 診療に係る費用（注2、注3及び注5に規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、（中</p>	<p>【小児入院医療管理料】 [算定要件] (新設)</p> <p>5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、（中略）地</p>

略) 地域医療体制確保加算を除く。)は、小児入院医療管理料 1 及び小児入院医療管理料 2 に含まれるものとする。

7 診療に係る費用(注 2 から注 5 までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第 2 章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料、(中略)地域医療体制確保加算を除く。)は、小児入院医療管理料 3 及び小児入院医療管理料 4 に含まれるものとする。

8 診療に係る費用(注 2 から注 5 までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第 2 章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料、(中略)排尿自立支援加算を除く。)は、小児入院医療管理料 5 に含まれるものとする。

[施設基準]

(9) 小児入院医療管理料の注 5 に規定する加算の施設基準

イ 無菌治療管理加算 1 については、室内を無菌の状態に保つために十分な体制が整備されていること。

ロ 無菌治療管理加算 2 については、室内を無菌の状態に保つために適切な体制が整備されていること。

域医療体制確保加算を除く。)は、小児入院医療管理料 1 及び小児入院医療管理料 2 に含まれるものとする。

6 診療に係る費用(注 2 から注 4 までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第 2 章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料、(中略)地域医療体制確保加算を除く。)は、小児入院医療管理料 3 及び小児入院医療管理料 4 に含まれるものとする。

7 診療に係る費用(注 2 から注 4 までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第 2 章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料、(中略)排尿自立支援加算を除く。)は、小児入院医療管理料 5 に含まれるものとする。

[施設基準]

(新設)